

## 木更津駐屯地における米海兵隊オスプレイ定期機体整備 1 機目の整備終了について

平成 29 年 2 月から、陸上自衛隊木更津駐屯地において実施されていた米海兵隊オスプレイ 1 機目の定期機体整備について、平成 31 年 3 月に整備が終了し、同機は岩国飛行場を經由し、普天間飛行場に帰投しました。

同機の整備の経過と、整備にあたっての覚書の遵守状況については、以下のとおりです。

### 1. 整備の経過

#### (1) 1 機目の整備の経過

1 機目は、平成 29 年 1 月 30 日に木更津駐屯地へ飛来し、平成 29 年 2 月 1 日から定期機体整備が開始されました。

定期機体整備では、機体の分解・点検、所要の部品の交換などが行われましたが、株式会社 SUBARU（以下「整備企業」という。）にとって初めてのティルト・ローター機の整備ということもあり、米軍による整備に関する研修の受講や作業の細部手順を定めた書類の作成、所要の部品等の取得に時間を要したところです。

平成 30 年 4 月からは機体の塗装の塗り直し等が行われ、塗装の塗り直し後も、引き続き、格納庫内において、機体の整備が行われました。

その後、平成 30 年 9 月からは、格納庫外において飛行前の各種装置等の点検作業が行われましたが、プロペラの周辺部位（プロップ・ローター）について追加の作業を行う必要が生じたため、一旦、格納庫内において、当該作業が行われました。

平成 31 年 2 月 20 日からは、格納庫外において、飛行前の各種装置等の点検のほか、地上滑走、ホバリングチェックが行われ、平成 31 年 2 月 26 日から平成 31 年 3 月 1 日まで計 4 回にわたり、東京湾南部上空及び相模湾上空を使用して試験飛行が行われたところです。

平成 31 年 3 月 1 日には、機体が整備企業から米軍へ引き渡され、同機は平成 31 年 3 月 5 日に米軍普天間飛行場へ帰投しました。

1 機目の整備期間につきましては、約 2 年間にわたることとなりました。これは、整備企業はこれまで陸上自衛隊のヘリコプター等の製造・修理、ボーイング 787 の中央翼の製造を担当するなど航空機製造・修理における十分な実績と技術力を有

する企業ですが、米海兵隊オスプレイの定期機体整備は同社にとって初めてのティルト・ローター機の整備であり、誠実に技術の向上に努め、慎重かつ確実な手順を踏んだ結果によるものと考えております。具体的には、整備企業の整備要員の習熟や、作業手順書等の作成、所要の部品等の取得に時間を要したことが整備の長期化に繋がったものです。

なお、本事業は米軍が米海兵隊オスプレイの定期機体整備を行う整備企業を選定する入札を行い、平成27年10月30日、富士重工業株式会社（当時）を整備企業とする決定があり、防衛省が木更津駐屯地の格納庫を整備企業に貸し付けた上で実施されているものです。

## （2）2機目の整備の経過

2機目につきましては、平成30年6月25日に飛来し、翌26日から定期機体整備が開始されました。

現在、格納庫内で分解・点検等が行われているところですが、引き続き整備に係る情報を適切に提供させていただきます。

なお、2機目の整備期間につきましては、1機目の整備の経験を踏まえた手順の改善や、整備企業の練度の向上等により、1機目に比べ短縮されるものと考えています。

## 2. 覚書の遵守状況

米海兵隊オスプレイの定期機体整備につきましては、平成29年1月19日付で、防衛省、米軍及び富士重工業株式会社（当時）との間で覚書が取り交わされ、1機目の整備にあたっては覚書に記載された内容が遵守されたことを確認しています。

具体的には、

- 木更津駐屯地における運用時間について、木更津駐屯地における飛行や格納庫内外での定期機体整備作業について原則月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までの間行うこととされており、これと異なる時間に実施する場合には、申請を行う必要がある旨とその手続き事項等が規定されているところ、これが遵守されたこと
  - 木更津駐屯地の場周経路は通常西側場周経路（東京湾側場周経路）を使用することとされているところ、これが遵守されたこと
  - 機体整備後の試験飛行の空域については、東京湾南部上空及び相模湾上空を使用することとされているところ、これが遵守されたこと
- を防衛省として確認したところであり、米軍及び整備企業にもこの旨確認しています。

なお、米海兵隊オスプレイの我が国での飛行にあたっては、平成24年9月19日に日米合同委員会で承認された「日本国における新たな航空機（MV-22）に

関する合同委員会への覚書」において「陸上あるいは水上を飛行するにも安全であるが、移動の際には可能な限り水上を飛行する」とされているところ、整備機及び本整備のために飛来した米海兵隊オスプレイについて、天候など安全上、運用上の必要な場合等を除き、基本的に水上の飛行が行われました。

また、覚書の遵守を米軍及び整備企業に引き続き働きかけるとともに、遵守状況の確認を継続し、地元住民の皆様十分に配慮した形で定期機体整備が行われるよう防衛省としても万全を期してまいります。

### 3. まとめ

木更津における日米共通整備基盤は、日米安保体制の円滑かつ効率的な運用、日米オスプレイの整備の効率化等の観点から極めて高い意義を有する事業であるとともに、技術力の高い我が国の企業が整備を担当することは、我が国の上空を飛来するオスプレイの安全性の一層の向上に資するものと考えているところ、今後とも地元の皆様のご理解を賜りますよう深くお願い申し上げるとともに、引き続き防衛省としても適切な情報提供を行い、地元自治体の皆様と丁寧に調整をさせていただきます。

(参考)

#### < 1 機目の整備に係る経緯 >

平成29年1月30日 木更津駐屯地への飛来  
平成29年2月 1日 定期機体整備開始  
平成30年4月13日 機体の塗装の塗り直し等開始  
平成30年9月 7日 地上試験(1回目)開始  
平成31年2月20日 地上試験(2回目)開始  
平成31年2月26日 試験飛行(1回目)実施  
平成31年2月27日 試験飛行(2回目)実施  
平成31年3月 1日 試験飛行(3回目、4回目)実施  
定期機体整備終了  
平成31年3月 5日 普天間飛行場へ帰投